

文書から見た天領日田の庄屋について

高倉芳男

序

江戸時代行政機構の末端であり村方三役の第一である庄屋とはどんな職務を持っていたであろうか。江戸時代農村の行政機構の末端として一応の見聞はある。『日本歴史大辞典』（河出書房版）によれば、

それは先づ地方行政区画としての村の長であるから、地方行政官の性質を持つ。村役人といわれるのもそれ故である。

そこで法令を村民に伝達し、賦課される貢租を村民に割当て、その納入を完遂させる責任者である。この点について、年貢納入の決算制度をとっていた事もあり、庄屋勘定などという言葉もある。村内の山林・原野・水流の利用や維持管理について、また農業技術、農作物の指導や、農民の生活一般について管理、監督する役目であり、行政役人としてはきわめて広い任務と権限を持っていた。これは勿論庄屋が自分に有利に利用出来るものを含んでいた。年貢の割付や、山野利用について特にそれが生じやすい。これを助けた下部の村役人もいくつもあるが、そのうち組頭（くみがしら（年寄または長百姓））と百姓代とを、庄屋と共に村方（地方）三役といった。庄屋に任命されたのは村内の有力者であって、中央から派遣された行政官ではない。伝統的に以前から農民の中心となっていた家、名主・土豪的な農家とか・開発の指導者であった草分の百姓とか、またはそれと大体は一致するが村内で大きい石高（土地）を持つ家とかを任命した。故に庄屋自身も農民である。そして定った家が世襲的に庄屋になる事も多いから、慣習的に特権を持っていたわけでもある。（中略）村共同体とし

てはすでに複雑に分化しており、共同体毎にその首長を通じて支配するのはむづかしくなっていた江戸時代であるから、村制度という方法をとったが、同時に共同体がなくなつたわけでもないので単なる行政官にしてしまつても具合が悪い。そこで行政官の性格と共同体首長を合わせた性格の村役人すなわち庄屋が置かれたのである。その権限がきわめて広く、下部行政機構としての役目の外に、村民の私生活一般についてまで管理し監督するような権力をもつた特殊な役人であり、そして自らも農民であつたところに庄屋の特長がある。こういう庄屋が、農民として有力である上に、小農民支配を制度の上で認められたところから、時代の推移にともなう農民の階層分化において、土地集積者として有利になつた者が多く、大地主に発展したものが多かつたのは当然である。

と述べられている。全くこの通りであるとも思うが、日田郡内の幕領の庄屋文書と私領森藩とを見た場合に若干の相違があり、また前記『歴史辞典』の記述にも不十分な点があると思うので、すこぶる乏しい資料ではあるが、幕領日田の庄屋について管見を述べて、諸賢の御指導を御願ひする次第である。

一概に庄屋といつても村に大小の別があるので、はたして全部の庄屋の職務は本質的には同一でもその業務がすべて同一であつたかと疑問が持たれる程である。いろいろの村から資料を引用する関係上、参考のために元禄年間の日田郡の幕領の村々の毛付高を挙げておく。

二四八石	堀	田村	五二二石	庄	手村
四五〇〃	城	内〃	三二〇〃	中	城〃
一一三三〃	竹	田〃	七八一〃	田	島〃
五〇〇〃	刃	蓮〃	二〇三〃	下井	手〃
五九八〃	上井	手〃	八九三〃	求	来里〃

九五八石	馬	原村
八六七〃	友	田
三七四〃	羽	野
八二二〃	小	迫
二五〇〃	二	串
一六〇〃	陣	屋廻
二三四〃	西	高瀬
一〇四〃	上	山手
二七〃	所	迫
一六三〃	寺	内
一一〇〃	川	下
一八三〃	南	内河野
一〇五〃	山	手
七〃	南	
二五〃	加	戸
四七二〃	女	子畑
一九二〃	柚	ノ木
一一一〃	赤	岩
二〇〃	柳	ヶ瀬

五六五石	十二	町村
一四四〃	渡	里
二八二〃	坂	本
六七五〃	草	場
五二六〃	山	田
一五二〃	入	江
五九四〃	北	高瀬
二六五〃	上	野
四九〃	切	畠
一〇二〃	小	畑
三四五〃	石	井
二六五〃	北	内河野
二七五〃	堂	尾
四九〃	苗	代部
二四〃	奥	
二八〃	一	井木
三七七〃	大	鳥
三七七〃	湯	山
三七七〃	一	ノ原

七三石
一一〇〃
一九三〃
五九三〃
一七三〃
四〇一〃
二四五〃
一九八〃
七三一〃
三五六〃
一八六〃
三三一〃
五六二〃
二二四〃
四一〃
一六一〃
七二〃
四八〇〃
四一七〃

桜 竹村
福 島
新 城
出 口
統 木
栗 林
鎌 手
野 田
五 馬 市
栃 野
中 西
大 野
用 松
伏 木
台
河 内
竹 尾
鶴 河 内
中

一五石
五一〃
四二八〃
七三〃
一二五〃
七九三〃
一八六〃
一九三〃
三九四〃
一二九〃
二九四〃
一八七〃
九三四〃
二〇〇〃
九七〃
一八一〃
三八四〃
七七二〃
二九八〃

梁津番村
古 園
塚 田
芋 作
高 取
万々金
小五馬
川 原
本 城
梅 野
赤 石
柚 木
財 津
藤 山
秋 原
林
小 竹
中 島
高 野

二九五石

祝 原村

七七石

関 村

一、 貢租について

貢租の賦課としては「年貢割付」がある。いま刃連村庄屋の文書を例にとれば次の通りである。

戌御年貢可納割付之事

印

米 二百三十七石一斗三升五合

納合 大豆 一百三石二斗九升二合

銀 百拾五匁九分六厘

豊後国日田郡

刃連村

右者当戌御年取箇書面之通相極条、村中大小之百姓入作之もの迄不殘立会、無高下割合之、来ル極月十日限急度可令皆済もの也、

嘉永二戌年十月

池 ①

岩之亟 ②

(以下略)

次は定免の場合であるが羽野村の文書を例にあげると、

当未御年貢割付

明和七寅ヨリ来ル未迄三十ヶ年定免

米 百七拾三石貳斗九升貳合
納合 大豆 五拾一石四斗四升八合

銀 六拾四匁四分三厘

右納過去午年同様ニ候条、村中大小百姓出作之者迄不殘立会、無高下令割賦、来ル極月十日限急度可皆済者也、
天明七未年十月掇② 造酒助③

豊後国日田郡

羽田村

庄屋

与頭

惣百姓

以上の通り三十ヶ年の定免である。

前の二例の様にして税の割付が行われたとしてよからう。割付通りの納税が完了すると、次の様な皆済目録を下付された。
未御年貢皆済目録

豊後国日田郡

羽野村

高三百七拾五石七斗四升二合

一米 百七拾貳石三斗五升六合

本途

一大豆 五拾壹石五斗貳升六合

本途見取

内 三斗壹升

見

取

比銀 貳貫五百六拾貳匁三分九厘

但 大豆壹石二付

銀 四拾九匁七分三厘

一銀 九分

小物成定納

一銀 七匁四分三厘小物成不定

一米 六石七斗壹升六合 口 米

比銀四百拾九匁七分四厘

但 米一石二付

銀六拾貳匁四分九厘九毛

一銀 貳分五厘

口 銀

一米 七斗五升壹合

六尺給

一米 式斗式升五合 御伝馬宿入用

比銀 拾式匁九分四厘

但 米 壹石二付

銀 五拾七匁四分九厘九毛

一銀 五拾六匁三分六厘 御藏処入用

一銀 壹匁四分八厘

戌より卯まで三十ヶ年賦

午夫食代返納

一米 式斗壹升五合 右同年賦

未夫食返納

一粃 壹斗六升七合五勺五才

申、酉、戌三ヶ年貯夫食

比米 八升三合七勺七才

二十分一御下置粃

米 百七拾三石三斗二升二合

合 粃 壹斗六升七合五勺五才

銀 三貫六拾壹匁四分九厘

比 弘

粃 壹斗六升七合五勺五才

御下志置粃

米 百七拾三石三斗貳升貳合

米 貳斗一升五合

江戸買納

内米 百七拾三石壹斗七合

長崎御廻米

銀 三貫六拾壹匁四分九厘

外銀 四拾三匁三分貳厘

納入用

右者去未御年貢本途其外□書面之通、皆濟ニ付、小手形引上一紙目錄相渡上者、重而小手形差出□可為反古もの也、
文化九申年五月

三③ 太忠

右村

庄屋

組頭

百姓代

日田郡八拾余ヶ村の江戸時代二百年にわたる納税関係であるから、前記の皆済目録だけで二百年間の税制を明かにするわけにはいかないが、他の資料によつて検討してみよう。

馬原村、田島村其他の銘細帳の記述によれば、冒頭に、

文禄二己年宮部法印様御検地比水帳無御座、其後元和四午年石川主殿頭様御検地水帳之写名寄二冊用來申候、(馬原村銘細帳安政七年写)

の様に元和年間の石川主殿頭の検地が原簿となつてゐる様である。馬原村の場合は高九百三拾壹石四斗六升七合から七斗六升の御藏百九拾八石八斗八升四合の永荒を引いた残りの七百三拾壹石八斗二升三合が毛付高であるが、更に二石四斗四升九合は前々よりの無地村弁高で、結局残りの七百二拾九石三斗七升四合(反別七拾三町二畝二十一步)が課説の対照になつてゐる。比内訳をみると、

上田 七拾七石三斗七升五合 壹石四斗代

比反別 五町五反貳畝貳拾歩

中田 百五石壹斗九升六合

比反別 八町七反六畝拾九歩

壹石貳斗代

下田 百五拾八石六斗三升 壹石代

比反別 拾五町八反六畝九歩

下_々田 貳拾壹石貳斗三升七合 八斗代

比反別 貳町六反五畝拾四歩

上畑成田 六升四合 壹石貳斗代

比反別 拾六歩

下畑成田 九斗六升

比反別 壹反貳畝歩

壹斗七升九合 八斗代

比反別 壹反四畝廿二歩

下_々畑成田 壹年三升貳合 六升代

比反別 貳畝六歩

田方合 三百六拾三石五斗九升四合

平均一反につき

比反別 壹石壹斗三合貳勺

三拾貳町九反五畝廿四步

上畑 百貳拾六石八斗三升貳合 壹石二斗代

比反別 拾町五反六畝廿八步

中畑 七拾九石七斗七升三合 壹石代

比反別 七町九反七畝廿貳步

下畑 九拾七石九斗三升貳合 八斗代

比反別 拾貳町二反四畝四步半

下々畑 四拾五石七斗八升壹合 六斗代

比反別 七町六反三畝步半

一屋敷畑 拾四石三斗四升七合 壹石代

比反別 壹町四反三畝拾四步

四反八畝步 田方

内 貳町五反步 田方

貳町四反九畝步

田方

比見取 田は正徳四ヶ年南条金左エ門様御支配之節より前取上納仕来申候、

畑は貞亨三寅年小川藤左エ門様御支配之節より、

是は川端流地域は天水場畑へ荒間原間之内土地票敷故二三ヶ年越ニ起懸リ申候付、年々不同御座候、

前述のような上田から下々畑などにいたる等級に依じて課税されていたことがわかる。

次に定小物成については、茶・栗・柿・漆・鉄砲・楮・桑などで銀七十七匁五厘となっており、御連上に築一ヶ所があり、不定小物成には刈畑の銀一匁五分九厘などがある。以上で本途物成、見取、及びその算定の基盤となつた田畠の構成定免の種類などについて綿密な調査が行われていた事がわかるであろう。

次に、免の場合には次の文書のように郡代からは承認したと云う御請の証文を取つている。

天保二年

御定免御請連判証文

卯八月 豊後国日田郡 赤石村

文政四己より去寅迄拾ヶ年定免年季明

当卯より来る戌迄拾ヶ年定免

一高式百九拾九石壹斗六升四合 日田郡

内高七石八斗九合 新田畑 赤石村

(中略)

申
渡

豊後国日田郡

柚木村

百姓代

又左エ門

百姓

彌三次

大野村

百姓代

市郎兵衛

赤石村

百姓代

新左衛門

(下略)

比のようにして定免の高が与えられて、その権利と義務が保証されたのである。ところで津江筋八ヶ村は交通不便な避地であるので大豆はもとより米も全部銀納であった。(大山筋は三分ノ一銀納)したがって米の石高は一定していても米のねだんの高下は津江筋の税金の多少に影響する。殊に凶作などの場合は複雑な様相を呈する(凶年の騰貴した穀類値段では負担の過重

を来すことになる。したがって「乍恐以書付奉願上候」の文書で米代・大豆代の高値を訴えた文書が見られる。

こんな場合には「豊後国日田郡津江筋八ヶ村之儀、御年貢米大豆皆銀納之村々御座候外、近年引続凶作にて穀類値段引上極めて困窮（中略）米、大豆之御値段之儀三十七ヶ年平均之定石代値段に御取箇被仰付被為成度旨者、去戌年御巡見様方御入部の節願書奉差上候外、（下略）」等の事態も生じた。

小物成も「不定小物成取立上納訳書上帳」（明和八年卯四月 赤石村）などがあるが、不定小物成に就いて記録にして税の徴収がスムーズに行われる資料として保存する必要があつたようである。

不定小物成にも同様に、

明和八年

不定小物成取立上納之訳書上帳

卯四月

日田郡

赤石村

とある「書上帳」には、

一茶・漆・鉄砲・桑・楮・柿・栗

不定小物成

比銀式拾六匁九分九厘

内

銀 四匁六分式厘

茶役定納

（略）

とくわしく出ているが、特に日田は山地が多いので、

文政七年

自山稼拾分ノ一御連上書上帳

申十一月

日田郡 赤石村

とある「書上帳」には、

一四分板九拾枚

但 長 平均 六尺
巾 平均 壹尺

檜牧ろニ付銀三分三厘

赤石村 儀平 印

比御連上銀貳匁九分七厘

一鍛治炭百五俵

但壹俵ニ付 四貫目入

拾俵ニ付 銀三分三厘

彌藏 印

比御連上銀二匁一分 (中略)

右者去戌十一月当亥十月迄自山稼之者共庄屋組頭立会吟味之上拾分一御連上取立之上納仕候、右之外穩売仕候もの御座候而露見仕候へ、当人者不及申庄屋組頭何分之越度ニ茂被仰付候、依之奥判任(下略)

のような自山塚の運上の記録が造られている。その運上の精確を期するために「津江筋八ヶ村産物御他領売取調書上帳」(文政八年、酉十一月)のように他領との取引に関する資料も作成して大切に保存する必要があつたのであろう。

註

①②③ 夫々 西国筋郡代揖斐造酒之助 敬正、池田岩之亟季秀、三河口太忠輝昌である。

(未完)